

「TEJ 東京商談会／トラベルフェスタ」出展事業企画コンペ実施要領

この要領は、「TEJ 東京商談会／トラベルフェスタ」出展事業企画コンペに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 事業名

「TEJ 東京商談会／トラベルフェスタ」出展事業

2 業務の概要

(1) 業務の目的

アジア最大級の旅の総合イベントであるツーリズムEXPOジャパンの特別企画である「TEJ 東京商談会／トラベルフェスタ」に出展し、落ち込んだ観光需要回復を図り、本県への観光誘客促進を目的とする。

(2) ブース展示コンセプト

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、旅行やイベント等も中止となり、日常生活でも感染症対策などでストレス等がたまりやすい状況が続く中で、宮崎県で心を癒す旅をテーマに「デトックス・トリップ宮崎」の紹介や、スピリチュアル・パワースポットなど宮崎県ならではの観光要素を含めたPRを図る。

商談会では、新型コロナウイルスの感染防止対策をしっかりと行い、机等の備品及びポスター、パンフレット等を設置するなどして、宮崎県の最新の観光情報が伝わりやすいブース作りを行う。

トラベルフェスタでは、観光素材の魅力が伝わるような体験（青島神社の産霊紙漉など）や、観光スポットを模したブース作り等を行い、来場者の印象に残るものにするとともに、SNSに投稿したくなるような仕掛けを行うことで、宮崎県の周知及び観光周遊誘客促進へ繋げる。

(3) 事業の内容

- ① 実施日：令和3年1月7日（木）～9日（土）
- ② 設営日等：TEJ 東京商談会 搬入日・1月7日（木） 搬出日・1月8日（金）
トラベルフェスタ 搬入日・1月7日（木） 搬出日・1月9日（土）
- ③ 実施場所：東京ビッグサイト 西展示棟
（〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1）
- ④ 想定内容：「TEJ 東京商談会／トラベルフェスタ」への出展
- ⑤ ブース全体の企画・運営を行うこと
 - ・ブースの装飾デザイン、設営、施行、撤去
 - ・ツーリズムEXPOジャパン出展事務局へ提出する各種届出の作成

- ・ブース出展者（公益財団法人宮崎県観光協会）及び出展への参加者等との連絡調整
- ・ブース内で発生する光熱水費の支払い
- ・ブース内で必要となる備品・消耗品・食品・飲料品等の支払い
- ・出展にあたっては、公益財団法人宮崎県観光協会及びツーリズムEXPOジャパン出展事務局などと密接な連携を保ちながら業務を遂行すること
- ・アンケートの実施、集計、分析
- ・イベント当日の運営実施

⑥ 事業実施報告書の作成

(4) その他出展に関すること

- ① 出展小間数は、4小間（16m²）であり、申し込み済。
- ② 出展に際して、観光誘客に繋げられるような内容構成とすることとし、また、宮崎県の魅力が強く印象に残るような体験を含めた企画提案を行うこと。
* 今回の業務で制作する成果物で再利用できるものは、他のイベントなどでも利用する場合がある。
- ③ 「TEJ 東京商談会／トラベルフェスタ」の出展要項が必要な場合は、公益財団法人宮崎県観光協会担当あてに連絡すること。

(5) 委託期間

契約締結日から令和3年2月1日（月）まで

(6) 委託料の上限

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託料については、精算払いとする。

(7) 成果品の提出

事業終了後、事業完了報告書を事業実施主体あてに遅滞なく提出すること。

提出期限：令和3年2月1日（月）

3 参加資格要件

- (1) 本事業の業務の遂行にあたり、十分な能力を有すること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）の規定に掲げる不適格要件に該当しないこと（役員等、又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者でないこと）

4 企画コンペスケジュール

- (1) 公告 令和2年10月26日（月）
- (2) 企画書提出期限 令和2年11月5日（木）午後5時
- (3) 結果通知 令和2年11月10日（火）

5 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和2年11月5日（木）午後5時
 - (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）
 - (3) 提出先 公益財団法人宮崎県観光協会 本田
宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンスフィア壺番館3階
 - (4) フォーマット A4縦、横書き、左綴じ
 - (5) 提出部数 企画提案書5部、見積書1部
- ※本事業に関するプレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。
ただし、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

6 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

(1) 業務内容に関する具体的な企画提案

- ① 業務の内容
- ② 業務の実施方針
- ③ 業務の実施手法
- ④ 期待される成果等
- ⑤ 履行期間
- ⑥ 過去の実績（類似業務の実績）
- ⑦ その他の特記事項

【記述にあたり留意すべき事項】

- ① 提案内容が「業務の概要」を充足できるものであるということを、具体的かつ詳細に説明すること。
- ② 期待される成果等について、具体的かつ詳細に説明すること。
- ③ 提案内容が、具体性、妥当性、説得力を有しているものであることを具体的かつ詳細に説明すること。
- ④ 提案内容に独自の発想に基づく提案が含まれていることを説明すること。
- ⑤ 提案内容が、企画、準備、実施に至るまでの一連の作業を総合・総括的な視点から、的確、迅速に遂行できる能力を有しているものであることを説明すること。

(2) 業務体系、作業工程

- ① 業務実施体系
- ② 管理者、担当者の経歴等

【記述にあたり留意すべき事項】

- ① 業務管理上、公益財団法人宮崎県観光協会が必要とする措置を適切に遂行できる

体制を有していることを明確に説明すること。

- ② 作業工程や体制等が本事業を安定的に遂行できるものであることを明確に説明すること。
- ③ 本事業での取り組み体制（人員・経験等）について、明確に説明すること。
- ④ 本事業に関する作業工程、作業フローについて、明確に説明すること。

(3) 会社の概要

- ① 会社の概要
- ② 担当者の役職・氏名及び連絡先（電話、ファクシミリ、メールアドレス等）

【記述にあたり留意すべき事項】

「会社の概要」については、直近の営業報告書（財務諸表含む）及び定款の提出による説明としても差し支えない。

(4) 参考見積（概算及び内訳）

提案された企画案実施のための必要な経費（消費税及び地方消費税を含む。）について、概算額（人件費、資機材費、交通費、運搬費、諸経費等の費目ごとの内訳）を示し、提出すること。

(5) その他参考となる資料

7 審査

審査は企画提案書をもとに、審査委員会を設置し、審査を行う。審査結果については、文書で提案者に通知する。審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

【審査の基準】

提案された企画は次の項目により審査します。

項目	内容
1 基本事項	
コンセプト	・ 業務内容を十分に理解しているか ・ 宮崎県の魅力を発信したいという熱意を感じ取れるか。
経験等	今までの類似業務の実績
2 企画内容	
企画構成	・ 事業内容に相応しい現実的かつ効果的な情報発信の企画が盛り込まれた提案となっているか。 ・ わかりやすいイメージ発信であり、集客に繋がる内容となっているか。 ・ 来場者が楽しめる構成となっているか。

	魅力のPR・ 誘客促進	・宮崎県の魅力を十分にPRできる内容となっているか。また、誘客促進を図れる内容となっているか。
	情報拡散等	・来場者が情報拡散等行いたくなるような工夫がされているか。
	その他	・その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。
3	業務管理体制	
	実施体制	・責任者や役割分担等が具体的に示され、要請に応じて即時の対応ができる体制が整っており、本事業を確実に履行できるか。
	業務計画・ 作業工程	・作業ごとに開始、終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか。
4	見積金額	
	価格評価	・仕様内容は水準を満たし、より妥当な設定か。 ・過小または過大な見積もりはなく、積算根拠や方法に誤りはないか。

8 提案者が1者またはいない場合の取扱い

(1) 提案者が1者の場合

審査委員会における審査において、業務の円滑な遂行が可能であるとであると判断した場合には、本委託業務の手続きを行うものとする。

(2) 提案者がいない場合

ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

9 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(3) 企画提案書は返却しない。

(4) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として採用したものであるが、契約手続きの完了までは、契約関係を生じるものではない。

(5) 本業務における制作物の著作権は、公益財団法人宮崎県観光協会に帰属し、二次使用できるものとする。受託者は、制作物の著作権を公益財団法人宮崎県観光協会または第三者に対して行使しないものとする。また、公益財団法人宮崎県観光協会が所有するホームページ上や各種広告媒体において、随時使用できるものとする。

10 問い合わせ先

〒880-0811 公益財団法人宮崎県観光協会
観光推進局 国内誘致部 (担当 本田)

TEL 0985-26-6100

FAX 0985-26-6123

E-mail honda-seima@kanko-miyazaki.jp